

太元帥法の歴史の変遷

——毛利氏・島津氏による事例に注目して——

石塚 菜々美

〔要旨〕 太元帥法は毎年正月八日より十四日の七日間、宮中（後には醍醐寺理性院）において太元帥明王を本尊とし、宝寿無窮・鎮護国家の為に修する秘法として、後七日御修法に準ぜられる大法であった。この法会で用いられる本尊の太元帥明王像は三メートルを超えるものもあり、密教圖像特有の荒々しい形相である。本尊前に設えられる大壇には百の剣と百の弓が配置されるが、こうした荘嚴が施される中で、勤修された太元帥法の迫力は圧巻であったに違いない。そもそも太元帥法は入唐を果たした常暁によって承和六年（八三九）に日本にもたらされた後、仁明天皇よりその効果が期待され、翌年に宮中常寧殿において初めて勤修された。以後、太元帥法は道場や規模に変化は見られるものの、国家・天皇のために途切れることなく恒例的に勤修され相承されてきた。その一方で太元帥法は臨時で勤修される場合も確認されるが、これまで正面から取り扱った研究はほとんどみられない。そこで本稿ではまず古代から近世における臨時の太元帥法の事例を挙げ、その目的等を検証した。その結果、臨時の太元帥法は、天皇や朝廷関係の施主により国家を脅かす災難があった場合に修されることが多く、鎮護国家の効験を期待したものであることが確認された。しかし近世初頭以降になると、武家を施主とした太元帥法が見られ始めることも明らかとなった。そこで毛利輝元と島津家久を施主として行われた太元帥法に注目し、荘嚴や本尊の特徴により、同法が武家に好まれ、勤修された可能性を指摘した。

また古代から近世における恒例と臨時の勤修事例の検証から、太元帥法に

対する認識の変化を考察した。太元帥法は創始以来、天皇・国家以外の施主による勤修は否定的に捉えられていた。しかし近世初頭になると、武家による勤修が見られ、寺院社会もそれを受容していることから、太元帥法の認識に一個人の意思によって勤修されるという認識が加わったと言及した。

〔キーワード〕 太元帥法・大法・信濃国文永寺・毛利輝元・島津家久

はじめに

太元帥法は毎年正月八日より十四日まで宮中、後には醍醐寺理性院において太元帥明王を本尊とし、宝寿無窮・鎮護国家の為に修する最大秘法にして、宮中真言院後七日御修法に準ぜられる大法とされる（『密教大辞典』）。この法会の本尊である太元帥明王像は三十六臂・八臂・四臂という三種類の圖像が醍醐寺理性院に伝来し、勤修の際に用いられてきた。いずれの圖像も大幅であり、三十六臂の太元帥明王像においては三メートルを超える圖像である。太元帥法を修する道場は多くの道具に

よって荘厳されるが、特徴的といえる道具が百の剣と百の弓であり、これらを大壇に配置して太元帥法は勤修された。

そもそも太元帥法は入唐を果した常暁によって承和六年（八三九）に日本にもたらされた後、時の天皇である仁明天皇にその効果を期待され、翌年に宮中常寧殿において初めて勤仕された。太元帥法の勤修には多くの寺院が関わったが、特に秋篠寺は常暁が太元帥明王を感得した地として由緒となり、法会に用いる香水が汲まれた。また太元帥法は太元別当が中心となって相承され、法琳寺・醍醐寺理性院・仁和寺・安祥寺によって別当職は相伝された。太元別当は天皇によって任命されるものであり、^①基本的には正月に天皇・国家のために太元帥法を勤修する役割を果たした。しかし、時には太元別当をめぐって相論が起きることもあった。

太元帥法は先行研究により、その創始は当然のことながら、別当職をめぐる相論については多く検討されてきた。^②しかし、未だ太元帥法という法会には未解明な部分も多い。太元帥法は正月に勤修される国家的修法であるが、そのほかに臨時でも勤修されることがあった。しかし多くの先行研究は主に正月の恒例修法を着眼点とするものであり、臨時の修法については指摘が少なく、井原今朝男氏が文永寺の例を指摘し、佐藤長門氏が太元帥法の勤修例の中で臨時の勤修について触れているのみである。^③つまり臨時の太元帥法そのものに焦点を当てた研究は見られない。しかし、臨時の太元帥法に注目することで常暁から始まった太元帥法に対する人々からの認識に変化があるように見受けられる。従って、本稿では臨時の太元帥法を中心に据えて言及したい。

なお、本稿における恒例の太元帥法とは正月八日より勤修される修法を指し、臨時の太元帥法とは正月八日以外の日付で勤修される修法を指す。

す。但し、恒例の太元帥法は延引される場合もしばしばあり、正月八日に勤修されてはいない年もある。しかし、正月の恒例修法が延引されたと考えられる修法は本稿においては恒例の太元帥法とみなすことにしたい。

第一章 恒例と臨時の太元帥法

第一節 恒例の太元帥法

臨時の太元帥法を検討する前に恒例の太元帥法の歴史について概略する。太元帥法は正月八日から正月十四日の七日間勤修され、仁寿元年（八五一）に後七日御修法に准ずる旨が宣下された。^④平安時代の太元帥法勤修についての記録はまちまちであるが、鎌倉時代になると太元帥法勤修についての記録は増加し、鎌倉中期以降は毎年ほぼ途切れることなく太元帥法勤修に関する記録が残っている。^⑤また鎌倉期成立の『太元帥法秘鈔』の「別当次第事」により太元別当は途切れることなく相承されていると記されている。では、平安期・鎌倉期・南北朝期・室町期・安土桃山期・江戸期の各時代ごとに勤修の状況を詳しくみていく。

平安期は他の時代に比べて、恒例の太元帥法ではない、臨時の太元帥法が確認される年が多くある。臨時に行われる理由は天災や人災を平定するためであり、このことから太元帥法が国家を護る修法として期待されていることが明らかである。臨時に太元帥法が勤修される一方で、『東寺長者補任』より歴代の太元別当が恒例の太元帥法を勤修していることが確認される。さらには太元帥法が仁寿元年に後七日御修法に准じる修法として宣下される以前に常暁が恒例の太元帥法を勤修しているこ

とからも、平安期においても恒例の太元帥法が勤修されていたと推測する。臨時の太元帥法の詳しい検討は次節において行うため、本節では割愛する。

鎌倉期になると恒例の太元帥法の記事は増加し、文応元年（一二六〇）からほぼ途切れることなく勤修の記載がある。さらに承久の乱の際には、四十五代太元別当藏有によって承久三年（一二二一）六月二日に法琳寺において臨時で太元帥法が勤修されている。以上のことから、鎌倉期の恒例の太元帥法は毎年つつがなく勤修されていたのではないかと考えられる。

南北朝期においては皇統が南朝と北朝に分かれたが、太元帥法は毎年のように勤修されていた。但し、太元帥法が勤修されていたことが確認できるのは北朝のみであり、南朝において勤修されたかは現状不明である。また、北朝において勤修されていたとはいえ、式日の正月八日から十四日ではない日程で勤修された年が多く見られる。その年とは、文和元年（一三五二）・文和四年（一三五五）・延文元年（一二五六）・延文二年（一三五七）・延文三年（一三五八）・貞治元年（一三六二）である。式日に勤修されなかったとはいえ、恒例の太元帥法は勤修されていた。また、太元帥法は仁寿元年に後七日御修法に准ずる宣下がなされたことは前述したが、後七日御修法は勤修されなかったにも関わらず、太元帥法のみが勤修された年もある。それは観応二年（一二五一）・貞治六年（一三六七）・応安二年（一三六九）である。延引されても代わりの日をもって勤修されたこと、後七日御修法が勤修されていないにも関わらず太元帥法は勤修されたことから、太元帥法は護国の法会として動乱期においても変わらず重要視されていたことがわかる。

室町期に太元帥法は一つの転換点を迎える。それは文明三年

（一四七一）から太元護摩となり法会の規模を縮小したことである。なお永村氏は太元帥法を「大法」、略式の太元帥法である太元護摩を「小法」と区別しているが、本稿においては「小法」は当該期の史料上の表現を用いて「太元護摩」と表記したい。大法から太元護摩になったことについては『醍醐宗典僧正記』においても「文明三年^卯、太元護摩正月八日延引、二月十三日^{ヨリ}開白、十九日結願、阿サリ公厳念誦、伴僧^モ无之也、此年^{ヨリ}太元護摩ニ成始也」とあるように、文明三年以降は太元護摩が多く修されるようになった。大法が太元護摩に変更された要因としては、『続史愚抄』文明六年（一四七四）正月八日条に「於南殿代^{室町殿}被始行太元護摩、^{舞可為大法、料足不事}とあり、大法として勤修したいが法会に必要な「料足」が確保できないため、やむを得ず太元護摩で勤修したことが分かる。その後の応仁の乱以降も太元帥法は略式である太元護摩で勤修された。但し文亀三年（一五〇三）には大法として再興されたことが確認されるが、その翌年には再び太元護摩に戻されて勤修された。これは文亀三年に再興された時は後柏原院の意向が強く出ていたため大法として勤修できたが、翌年は「今年又不事行」のため太元護摩に戻されたと考える。

安土桃山期においても引き続き太元護摩が続けられた。但し天正二年（一五七四）には大法として太元帥法が勤修されたが、これは時の天皇である正親町天皇の意向や江戸期の大法勤修事例にみられるように、代始のために大法として勤修されたと考える。その後も太元護摩として勤修されている年が多いため、この時代の太元帥法は太元護摩として勤修されることが常と化していたのではないかと考える。つまり太元帥法が太元護摩という形であったとしても途切れることなく勤修されていたことは、太元帥法の護国の機能を期待し、戦国の世をいち早く終息させた

いという思いもあったのではないかと考える。

江戸期においても基本的には太元護摩が勤修されたが、元和元年（一六一五）には大法として勤修されている。おそらくこれは天皇の代始のためと推測される。要するに江戸期の太元帥法は文明三年から始まった太元護摩を主流にしつつも、時折必要に応じて大法を行った可能性がある。

第二節 臨時の太元帥法

本節では正月以外に勤修された臨時の太元帥法について言及する。まず初めに〔表1〕臨時の太元帥法勤修事例を参照していただきたい。

日本において太元帥法が初めて勤修されたのは承和七年（八四〇）であるが、臨時修法の初見としては斉衡三年（八五六）三月頃に神泉苑で修された雨乞いのための太元帥法が挙げられる。初代太元別当である常暁が雨が降らず早魃が起きたために、宣旨を蒙り神泉苑の池の辺りで太元帥法を勤修したところ、白幡を加えた龍が現れたちまち甘雨が降り、五穀を潤したという（『太元帥法秘鈔』「靈験事」）。次に臨時の太元帥法が修されたのは承平六年（九三六）三月五日である。『日本紀略』同日条には「小栗栖泰舜法師、於豊樂院、率番僧、修大元法、為消海賊也」とあり、七代太元別当泰舜が海賊を退けることを目的として勤修している。さらに同月十二日にも海賊を退けるために太元帥法が勤修されている。基本的に太元帥法は七日間かけて行われる修法であるため、三月五日に勤修されて、十一日に結願した後、追加で勤修されたものと考えられる。また泰舜は平将門を調伏するために臨時の太元帥法を勤修している。『法琳寺別当補任』²²⁾には「天慶三年、自正月十四日、於法琳寺、

一七箇日、被始行太元法、是為将門降伏也、助修廿八人也、前後合二七七日也」と記される。恒例の太元帥法が結願してすぐの勤修と考えられ、同年二月にも平将門を調伏するために太元帥法を勤修している。泰舜は同年八月にも「南海賊」²³⁾を調伏するために臨時の太元帥法を法琳寺にて勤修している。以上のように泰舜は海賊難や平将門を調伏するために臨時の太元帥法を修しているが、泰舜以降も賊難や合戦の平定のために太元帥法は修されている。

例えば〔表1〕に見られるように治承四年（一一八〇）と養和元年（一一八一）の勤修に関する記事が『玉葉』から確認できる。なお、治承五年七月十四日に改元がなされ養和となった。

治承五年六月二十日条

天晴、藏人左衛門権佐光長、為院御使来云、当時太元阿闍梨勝遍也^{尊実}、而去年園城寺乱之時、為鎮其事、五月廿七日欲被始行件法之間、^{弟子}遮廿五日凶徒被伐平了、雖然、為銷余殃、猶被始行之処、其後天下弥騒動、忽有遷都、又東西謀反、于今不被遂征伐、已如無法験、仍近日為平東国、可被始此法之処、勝遍不快、可被改他人之由、被仰^{（守覺力）}合仁和寺宮之処、其師尊実如元可修之由、被計申^{兩度勤仕、賢覺法眼之例也}

養和元年（治承五年）七月二十三日条

朝間天晴、其後雨、如日来、今曉被結願太元法二七ヶ日^{（勤）}勤修云々、
 実巖来、語供料不法、凡無物於取喻云々、護摩壇二壇、^{近例、行太元法之人、}聖天^{不修聖天壇、上古修之、仍今度所修也云々、}十二三等有之、伴僧廿口^{恒例十四口天慶廿口其例云々、}

治承四年に起こった「園城寺乱」²⁴⁾を鎮圧するために、五月二十七日に

〔表1〕 臨時の太元帥法勤修事例

	年月日	勤修理由	道場	典拠
1	斉衡3年(856)3月頃	請雨	神泉苑	『太元帥法秘鈔』
2	承平6年(936)3月5日	海賊難	豊楽院	『日本紀略』
3	同年3月12日	海賊難	治部省	『日本紀略』
4	天慶3年(940)正月14日	平将門調伏	法琳寺	『法琳寺別当補任』
5	同年2月25日	平将門調伏	大膳職	「太元法臨時勤行先例注記」
6	同年8月29日	南海賊難	法琳寺	『日本紀略』
7	天曆5年(951)4月28日	天変怪異		『太元帥法秘鈔』
8	康保4年(967)10月2日	天変	法琳寺	『太元秘記』
9	安和2年(969)4月17日	兵賊	法琳寺	『太元秘記』
10	長徳2年(996)4月1日	藤原伊周私に修す		『日本紀略』
11	保延元年(1135)9月19日			『醍醐寺新要録』 理性院篇
12	治承4年(1180)5月29日	源平合戦か		『玉葉』
13	養和元年(1181)7月8日	源平合戦か		『玉葉』
14	承久3年(1221)6月2日	承久の乱	法琳寺	『太元秘記』
15	弘安4年(1281)6月13日	外寇	法琳寺	『続史愚抄』
16	嘉暦元年(1326)11月9日			『続史愚抄』
17	天文6年(1537)5月6日	祈祷		『お湯殿の上の日記』
18	文禄2年(1593)正月23日	文禄・慶長の役	理性院	「太元御修法調伏護摩」
19	文禄3年(1594)正月23日	文禄・慶長の役か	理性院	「太元法修法記」
20	文禄4年(1595)正月	文禄・慶長の役か	理性院	「太元法修法記」
21	文禄5年(1596)正月20日	文禄・慶長の役か	理性院か	『義演准后日記』
22	慶長2年(1597)正月23日	文禄・慶長の役か	理性院か	『義演准后日記』
23	慶長3年(1598)正月20日	文禄・慶長の役か	理性院	『義演准后日記』
24	同年7月7日	祈祷	禁中	『義演准后日記』
25	同年7月11日	豊臣秀吉病氣平癒	禁中	『義演准后日記』
26	慶長4年(1599)正月26日		理性院	『義演准后日記』
27	慶長5年(1600)2月1日	祈祷	理性院	『義演准后日記』
28	慶長15年(1610)10月15日		理性院	『義演准后日記』
29	慶長16年(1611)11月2日		理性院	『義演准后日記』

註：典拠の出典は以下の通り。『太元帥法秘鈔』・『太元秘記』（東京大学史料編纂所蔵）。『法琳寺別当補任』（『続群書類従』）。『日本紀略』・『続史愚抄』（『国史大系』）。『お湯殿の上の日記』（『続群書類従・補遺三』）。「太元御修法調伏護摩」（『信濃史料』17巻）。「太元法修法記」（『醍醐寺文書聖教』186函2号）。「太元法臨時勤行先例注記」（『醍醐寺文書聖教』140函12号）。

後白河院から太元帥法の始行を命じられたところ、それに先立つ二十五日に凶徒が「伐平」された。しかし、余殃があったため、当時太元別当を務めていた勝遍によって太元帥法が始行されたが、天下はますます「騒動」するなど「法験」を得ることができなかった。よって近日（治承五年）に行われる修法では別の者に勤修させたいということで勝遍の師であり、前任の太元別当であった尊実が行うこととなった。しかし実際は『玉葉』の筆者である九条兼実が安祥寺実厳を推挙し、実厳が太元別当に補任される⁽²⁶⁾。そして治承五年六月二十日条に見える「近日為平東国」に勤修されたのが養和元年七月二十三日に結願した太元帥法であると推察する。この兩年の勤修時期は源平合戦が始まった直後であるため、合戦を平定する目的で勤修されたのではないかと考える⁽²⁷⁾。平将門と源平合戦は日本国内の戦であるが、国外との合戦を平定する目的でも勤修されていることが確認できる。

『統史愚抄』弘安四年（一二八二）六月十三日条には「為異国御祈、被修孔雀経法于大聖院、阿闍梨仁和寺准后法助、太元法于法琳寺、阿闍梨権大僧都寛伊」とあり、異国に対して孔雀経法と太元帥法が勤修されており、同月十九日に太元帥法は結願している。この「異国御祈」の「異国」とは元寇を指しており、数ある法会の中で太元帥法が選択されたのは、同法が護国をもたらず修法と期待されたためと考える。

また、臨時の太元帥法は合戦を平定する目的以外にも勤修された。それは天変怪異が起こった時である。天曆五年（九五二）と康保四年（九六七）には天変怪異に対して太元帥法が勤修されている。この時の太元別当は九代円照であり、『太元帥法秘鈔』及び『法琳寺別当補任』に臨時の太元帥法の記載が確認できる。しかし「天変怪異」⁽²⁸⁾とあるのみで、出仕者等の具体的な勤修は判然としない。

この他に文禄・慶長年間に臨時の太元帥法の勤修が確認できるが、他のものとは性格が異なるため、次章において改めて検討を行いたい。

以上のように臨時の太元帥法は、その目的の多くが賊難調伏や合戦の平定、天変怪異の国難に際してであったことが明らかとなった。太元帥法という修法は宝寿無窮・鎮護国家のために修され、天皇及び国家のために行われる修法である。毎年正月八日より行われる恒例の太元帥法はその趣旨に沿って行われるのは当然のことであるが、臨時の太元帥法でも同様のことが言えよう。臨時の太元帥法が勤修されているのは国家を脅かす騒動があった際であり、太元帥法の本尊である太元帥明王の効験が期待されていたのではないだろうか。

第二章 臨時の太元帥法の実態

第一節 文永寺と太元帥法

本章ではさらに特徴的な臨時の太元帥法を検討していききたいが、まずは地方寺院や個人との太元帥法の関わりについてみていきたい。その事例として信濃国文永寺を取り上げたい。文永寺は現在長野県飯田市下久堅南原にある真言宗寺院で、山号を南原山という。『文永寺史』⁽²⁹⁾によると文永寺の草創は文永の頃、隆豪阿闍梨が南原の地に草庵を結び、顕密の法を修めていた。この時、伊那の地に疫病が蔓延し万民が苦しんでいたところ、龜山天皇が勅許を下して南原山を開基し、一字の寺を草創されて隆豪を開山となし、当時の年号を以って寺号としたとある。本寺の本尊は太元帥明王の画像である。これは珍しいことであり、寺の縁起が伝えるように創立以来、太元帥明王が本尊であったかは疑問が残るとさ

れる。

文永寺と太元帥法に関しては井原今朝男氏が「民衆統合儀礼としての太元帥法」³⁰⁾において、本来宮中で勤修される修法の太元帥法が地方寺院である文永寺において勤修されたことを言及している。氏は文永寺における太元堂の存在から、太元帥法が地方寺院において勤修されたことが指摘されているが、未だその実態は十分に明らかにされていない。そこで本節では文永寺僧と太元帥法の関わりおよび文永寺太元堂における勤修の実態を再検討したい。

文永寺僧と太元帥法の関わりとしてみず挙げることができるのが正月八日に宮中で勤修される恒例の太元帥法への伴僧としての出仕である。

文永寺第十世の宗然が恒例の太元帥法に勤仕している例が『嚴助往年記』に散見されるが、天文十二年（一五四三）から永禄六年（一五六三）まで欠けることなく参勤している。この時期の恒例の太元帥法は規模が縮小されている太元護摩での勤仕であり、伴僧も大法では十五人前後であった人数が太元護摩では二・三人前後であることが常であった。³¹⁾ そのわずかな伴僧の中に宗然が加わっていたことは注目できよう。また井原氏により、宗然の他に同じ文永寺僧である宗詢・仙耀・宗信・嚴詢が恒例の太元帥法の伴僧を勤めており、年号としては寛正年間から天正年間にかけての出仕であったことが確認されている。宮中の恒例修法への参仕により、文永寺僧が太元帥法と強く結びついていたことがうかがえる。

では次に井原氏が指摘している文永寺における太元帥法勤修の実態を再度検討したい。氏は文永寺僧が宮中の太元帥法に伴僧として勤仕し、さらには「後花園天皇女房奉書」³²⁾に記されるように、天皇によって太元堂が文永寺に建立されたことを根拠に文永寺において太元帥法が修されたとする。しかし、文永寺太元堂における勤修を示す直接的な史料は管

見の限り確認できない。文永寺の太元帥法との関わりの始まりは宗詢の頃と考えられ、室町前期頃である。そのため、室町期の恒例の太元帥法や文永寺周辺の状況と太元別当勤仕の有無・伴僧の人数・大壇等の準備の観点から文永寺太元堂での勤修の可能性を推測したい。まずは太元別当勤仕の有無である。文永寺太元堂は康正二年（一四五六）に建立され、³³⁾天文二十三年（二五五四）に武田信玄によって焼失させられている。そのことは『嚴助往年記』天文二十三年八月十五日条に見え、「信州文永寺、其外知久郷悉放火、自甲州乱入云々」とあり、文永寺は知久郷もろとも悉く放火された。太元堂が建立されてから焼失するまでの約一〇〇年間、その時々太元別当が信州へ太元帥法勤修のために下向したという記録は見られず、太元別当の参勤は確認できない。

次に伴僧の人数であるが、文永寺僧が宮中の太元帥法への参勤が確認できるのは寛正から天正年間にかけてであるため、そのほとんどが太元護摩としての太元帥法への勤仕である。そして前述した通り、太元帥法は文明三年（一四七一）から規模を縮小されていた太元護摩での勤修であり、宮中での恒例修法の伴僧は基本的に二・三人、または伴僧無しという状況であった。中央においても略式で開催されていることを考えると地方寺院である文永寺における開催や伴僧の出仕は難しいのではないかと考える。

最後に大壇等の準備であるが、太元帥法の大壇には「八方弓箭八ケヲツルシ内シテ置之、八ノ間置刀也、四角三重立瓶、又外四方弓箭大刀棒鉄杖戟等置之、大刀・弓箭各百」（『太元帥法秘鈔』「内壇場莊嚴事」より抜粋）が配置される必要があった。さらに『太元帥法秘鈔』の「支度事」には次のような大壇や息災・調伏両護摩壇の香薬等の注進が記されている。

注進 太元明王御修法五宝香薬等事

蘇三阿 蜜三合

一 大壇料 名香白檀香

五宝 金 銀 瑠璃 真珠 琥珀

五香 鬱金 蘇合 白檀 丁子 白膠

五薬 天門冬 呵梨勒 桂心 地黄 苟杞

一 息災護摩壇料

名香沈香

五宝 金 銀 瑠璃 真珠 琥珀

五香 沈水 薰陸 龍腦 丁子 白檀

五薬 人参 黄精根 檳榔子 桂心 甘草

焼料薬種 呵梨勒 遠志 地黄

一 調伏護摩壇料

名香安息香

五宝 金 銀 瑠璃 真珠 琥珀

五香 龍腦 鬱金 麝香 白檀 甲香

五薬 巴豆 鬼臼 伏苓 鬼箭 石菖蒲

焼料薬種 鐵末 附子 射干

右香薬等注進如此、於自余物者、被載永

宣旨状、仍重不注進之状如件、

保延元年十二月廿六日 阿闍梨大法師賢覺

つまり太元帥法の大壇を準備した場合、多くの武器や香薬が必要となる。これらを一地方寺院である文永寺が用意するのは経済的にも厳しい

のではないだろうか。当時、宮中における正月の恒例の太元帥法でさえ経済的支援がなければ勤修が困難であった。その事例として『嚴助往年記』天文十七年十二月条の「従公方為太元法供料、千疋可被相付之由被仰出、尤忝思召者也、則其趣禁裏江被申入云々、尤神妙二被思召之由、勅答云々、其後、以山科御方御地子錢、嚴重被相付了」という記述が挙げられる。ここでの「公方」は足利義輝であり、義輝の命令により太元帥法の供料が納められていることが分かる。中央でも太元帥法の勤修が本来の形で行われていない状況であることを鑑みても、文永寺で大壇やその他道具を誂えるのは至難だったのではないかと考える。

以上、文永寺太元堂での太元帥法実施の有無を三つの観点から検討したが、井原氏の指摘する文永寺での太元帥法の可能性は低く、もし勤修されたとしても、その規模は極めて小さいものであったと推察できる。

第二節 毛利輝元を施主とする太元帥法

次に臨時の太元帥法と密接な関わりがある人物として注目したいのが毛利輝元〔天文二十二（一五五三）〜寛永二年（一六二五）〕である。

輝元について取り上げる前に、戦国武将と太元帥法と関わりについても触れておきたい。実は織田信長と足利義昭も太元帥法に関わりがあったことがうかがえる。織田信長は天正三年（一五七五）に正親町天皇とともに太元帥明王の画像を新造し、拝見している²³⁾。また、足利義昭は『お

湯殿上の日記』永禄十三年（一五七〇）正月十九日条に「太（元）けん（本尊）の（武家）ほ（本尊）そん（有難）を（理）ふ（性）け（院）御（馳参）お（馳参）か（馳参）み（馳参）あり（馳参）た（馳参）き（馳参）と（馳参）て（馳参）、り（馳参）や（馳参）う（馳参）み（馳参）ん（馳参）ち（馳参）さん（馳参）、や（馳参）か（馳参）て（馳参）か（馳参）へ（馳参）り（馳参）ま（馳参）いる」とあり、武家である義昭が太元帥法の本尊である太元帥明王を拝見したことが記されている。織田信長と足利義昭の例より、武家社会に

太元帥法が認知され始めていたことがわかる。太元帥法は前述したように数多くの武器を用いて壇が荘嚴される。その武器が武力と結びつきやすいために、織田信長や足利義昭によって太元帥明が拝見されたのではなからうか。このような風潮の中で毛利輝元自身が施主となり太元帥法を勤修することになったのではなからうか。

毛利輝元を施主とする太元帥法は文禄二年（一五九三）から慶長五年（一六〇〇）まで確認することができる。そのうち『義演准后日記』には文禄五年（一五九六）以降の勤修に関する記事がみられる。まず文禄五年を例に挙げて検討すると、毛利輝元を施主とする臨時の太元帥法は正月二十日の開白であるが、それに先んじて恒例の太元帥法も正月八日から十四日まで勤修された。しかし、この恒例の勤修は「昨日從八日太元法於禁中勤仕、理性院堯助、但近年護摩計也」（『義演准后日記』文禄五年正月九日条）とあるように、太元別当である醍醐寺理性院堯助による太元護摩での勤修であり、略式の太元帥法であった。このことを念頭に置きながら、『義演准后日記』文禄五年正月二十日条の毛利輝元を施主とする臨時の太元帥法の記述をみることにしたい。

芸州毛利中納言（輝元）元為施主、太元大法理性院堯助僧正今日開白、此四五ヶ年已来毎年執行、万足下行云々、為平人此大法修行、其例未聞歟、但將軍御願トシテ修行、其例在之歟、伴僧十口、護摩附弟（息災）公秀法印、同宗然法印、聖天（深有律師、十二天 慶順僧都、神供 堯政アサリ、

毛利輝元を施主とする太元帥法は太元別当の堯助により「太元大法」で勤修され、ここ四五五年の間毎年行われている。「平人」とは天皇・貴族に対しての平民を意味を示し、輝元を指すわけだが、「平人」が「太

元大法」を勤修した例は未だ聞かず、「將軍（37）」の御願による勤修はあつたと述べる。そして伴僧の人数は十口とするが、『太元帥法秘鈔』の「請伴僧事」の伴僧所作である息災護摩・調伏護摩・聖天・十二天・神供と合致する。伴僧の人数と伴僧所作が大法で勤修されていた場合と合致することから、毛利輝元を施主とする太元帥法は太元護摩ではなく、大法で行われていたといえる。また正月の恒例修法と毛利輝元の臨時修法の太元帥法勤修で言葉が使い分けられていることから、記主である義演が太元護摩と大法での勤修を明確に使い分けていたことがうかがえる。実際、前述の史料の中で義演は毛利輝元を施主とする太元帥法を「太元大法」と表現しているのである。つまり、恒例の太元帥法が規模を縮小されて開催される中で、臨時の太元帥法であった毛利輝元の勤修は本来の形の「大法」として執行されていたことは注目できよう。

さらに『義演准后日記』以外にも毛利輝元を施主とする太元帥法の勤修記録がある。それが次に掲げる「太元法修法記」（『醍醐寺文書聖教』一八六函二号）である。

文禄三年正月廿三日、於理性院太元大法始行、同廿九日結願、安芸毛利中納言輝元施主、伴僧十口
光台院権僧正亮淳（聖天供、〇 延命院法印権大僧都 護摩息災）
宗然（慶順）

西往院法印権大僧都堯敵 密教院——俊典
慈心院権大僧都俊長 西林院 慶順（十三天）
行樹院権律師深宥 角坊権律師演照
大夫アサリ堯政（神供）

同四年正月、於同院、同大法執行、施主同前、伴僧

同五年正月廿日、同大法開白、施主同前、毎年立願了、為平人

此大法執行、先例未聞歟、

伴僧

延命院法印公秀息災 護摩

五智院法印宗然調摩 護摩

西往院法印堯巖

密教院法印俊典

慈心院大僧都俊長

西林院一慶順十二元供

行樹院律師深宥聖天供

普賢院アサリ堯政神供

成身院アサリ演賀

これによれば、文禄三年（一五九四）と文禄四年（一五九五）の兩年においても、理性院において毛利輝元を施主として、「太元大法」が勤修されたことが確認できる。毛利輝元を施主とする太元帥法は『義演准后日記』の記事にさかのぼる文禄三年より、恒例の太元帥法と異なり、大法で、伴僧も十分な人数を配置して勤修されたことが分かる。

では、毛利輝元を施主とする太元帥法は何を目的として勤修されていたのだろうか。『義演准后日記』および『醍醐寺文書聖教』からは文禄三年から慶長五年までの勤修しか確認できないが、文永寺所蔵「太元御修法調伏護摩」の奥書より文禄二年（一五九三）の太元帥法の勤修が確認できる。そこには「于時文禄二年正月廿三日、毛利輝元為祈念、大法於理性院被行、予護摩勤仕之時書写了、宗然六十五」とあり、文禄二年に勤修された毛利輝元を施主とする太元帥法は「祈念」のために修されたことが記される。文禄二年という年は文禄・慶長の役の真最中である。毛利輝元もこの役に動員されているため、「祈念」とは文禄・慶長の役の必勝祈願だったのではないかと推測される。『義演准后日記』や「太元法修法記」に見られる太元帥法勤修の目的も文禄・慶長の役の間は必勝祈願であった可能性が高い。さらに『義演准后日記』内に見られる毛

利輝元の太元帥法の記録の最後は慶長五年であるが、以降毛利輝元が施主となって太元帥法を勤修させた記事は見受けられない。この慶長五年という年は関ヶ原の戦いがあった年であり、毛利輝元は西軍の総帥とみなされ、同年十月に薙髪し隠居している。文禄・慶長の役の際に太元帥法を勤修していること、関ヶ原の戦いに敗れてからは勤修されることがなくなつたことをふまえると、毛利輝元による太元帥法の勤修目的は必勝や武功を「祈念」であると思われる。

戦国時代、織田信長や足利義昭が施主となって太元帥法を勤修された事例は確認できないものの、武士の間で太元帥法やその本尊が注目されていたことは間違いない。その流れの中で毛利輝元は施主となって太元帥法を積極的に勤修させた。注目したいのは毛利輝元による臨時の太元帥法は恒例の太元帥法と異なり、大法で行われていたことである。またその時期は文禄・慶長の役の期間と重なっており、関ヶ原の戦いで敗れると勤修されなくなる。よってその勤修目的は実に戦国武将たるに相応しいもので、合戦の祈念のためであったと考える。

第三節 島津家久を施主とする太元帥法

『義演准后日記』慶長三年（一五九八）七月十一日条には豊臣秀吉のために理性院堯助が太元護摩を勤修していることが確認される。その翌月に豊臣秀吉は死去することから、この太元帥法は秀吉の病氣平癒を祈願したものと考えられる。その後しばらくは毛利輝元以外で太元帥法に関わりを持った武将は確認できないが、『義演准后日記』慶長十五年（一六一〇）十月十五日条によると、島津家久（天正四年（一五七六）寛永十五年（一六三八））が太元護摩を聴聞するために参じているこ

とが記されている。同年十一月三日には「理性院太元堂、嶋津建立、料物可相渡云々」とあり、家久が理性院に「太元堂」を建立していることがわかる。この太元堂の建立については「理性院観助書状」にも見られる。

以上、

好便之条、令啓上候、仍太元堂御建立之儀、一段奇麗ニ令周備、大慶無極候、一山之伽藍不可如之候、殊以御両奉行衆被入御精候、喜悅無申計候、如何様御上洛之刻、可有御覽候、於委細者、税所（善所）弥右衛門尉方可被申入候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔慶長十三年）
卯月十二日

羽柴陸奥守殿

人々御中

〔理性院）
観助

この文書は理性院観助が殊更綺麗に周備された「太元堂」の建立に対するお礼を嶋津家久に伝えているものである。なお、この文書は無年号であり、『大日本古文書』では慶長十三年に比定されている。その根拠は不明であるが、太元堂が建立された年について『義演准后日記』によれば慶長十五年十一月であるといえる。^(註)この二つの史料の他に理性院太元堂の建立に関連する史料はないため、建立年代の判断は慎重を要するが、遅くとも慶長十五年には理性院「太元堂」の建立は完了していたようである。また元和二年には家久が太元師明王像の修復にも関わっていたことが三十六臂像裏押紙の墨書からうかがえる。「斯曼茶羅表補絵者嶋津陸奥守家久卿為御奉加修覆、奉遂開眼供養者也、于時元和二丙辰年孟夏吉日 理性院法眼観助」と記されており、家久は太元堂のみならず、

図像の修復にも携わっていた。

ここで嶋津家久を施主とする臨時の太元帥法に話を戻すが、『義演准后日記』慶長十五年十五日条に太元護摩を聴聞のために嶋津家久が来たという記録がある。それに先んじて同日記同年十月十日に「理性院太元ヲ聞及、来十五日拜シ申度候由云々護摩モ頼由也」とあり、理性院の太元帥法を耳にした家久が護摩を依頼している。その翌年の慶長十六年（一六一一）十一月三日にも嶋津家久が施主となり太元帥法を勤修させたことが確認できる。同年十一月二日条に「明日ヨリ於理性院太元大法執行、嶋津陸奥守施主、去年如此」とあり、太元大法として勤修されたことが確認できる。残念ながら伴僧の人数等の法会の規模を示すようなことは記されていないが、『嶋津家文書』には次の二通の太元帥法勤修に関する文書が残されている。^(註)

「理性院観助書状」

尚々、御上洛之節、万端御礼等可申入候条、令省略候、以上、

尊書拜見、恐悅無極候、仍、就御祈念之儀、御願之旨、具得貴意候、随而銀子拾式枚贈給候、尤珍重存候、則撰良辰、太元明王護摩一七日企修行、抽懇祈候、御札護・卷数并薰衣香五袋、令進献候、将亦御若子御方へ、御守令進覧候、御簾中（嶋津龜寿）へも、御護令進之候、目出度可有御頂戴候、兼又太元堂之儀、早速ニ令造畢、大慶之至、難尽筆紙候、猶期後慶之間、不能詳候、恐惶謹言、

〔慶長十八年）
卯月廿三日

羽柴陸奥守殿

〔理性院）
観助

人々御中

「理性院観助書状」

以上、

其以来不能拝面、恐憚無極候、抑為今月之御祈祷、太元明王之護摩、
抽懇誠、御巻数札令進覽候、目出度可有御頂戴候、尚参机之節可申

入候、恐惶謹言、

(元和五年)
五月十五日(島津家久)
松平薩摩守殿

人々御中

観助

慶長十八年(一六一三)と元和五年(一六一九)に、理性院院主の観助から島津家久に対して太元護摩を「懇切」し、巻数・札等を進上する旨が記されている。

島津家久を施主とする太元帥法の勤修目的であるが、現段階では判然としない。しかし、毛利輝元が合戦の祈念として太元帥法を勤修していたと考えられるのに対して、島津家久は醍醐寺理性院と太元帥法そのものに帰依していた可能性があると考ええる。その裏付けとして『義演准后日記』元和二年(一六一六)四月十五日条と同日記慶長十七年中の「理性院堂」建立の関与等が挙げられる。元和二年四月十五日条には「理性院へ来、太元明王信仰在之」とあり、島津家久が太元帥明王を信仰していたことが分かる。理性院堂作事に関しては慶長十七年(一六一二)の九月から閏十月にかけての記事が散見され、九月二十一日には自ら見舞にも参上している。さらに島津家久の帰依の根拠として、『島津家文書』に次の一通の文書がある。⁽⁴⁾

「理性院観助書状」

追⁽⁵⁾、竹楊枝一折、令進入候、以上、

為御見舞、以使札令啓達候、然者、久明王御参詣無之候間、今度思
召立、於御光儀者、可為恐悅候、恐惶謹言、

(寛永十三年)
五月廿二日(島津家久)
松平大隅守殿

人々御中

観助

理性院観助が島津家久に対して、お見舞いのために使いを通して申し上げたところ、久しく「明王」への参詣がなかったが、この度「明王」への参詣を決意なさつて、来臨することは大変喜ばしいことである、と記されている。本史料における「明王」とはいうまでもなく太元帥明王を示す。寛永十三年は島津家久の晩年に近いが、そのような時期においても太元帥明王に参詣するということは明王の公験を期待し、帰依していたからに他ならないからではないだろうか。

島津家久の太元帥法勤修について毛利輝元に比べると残念ながら、修法の規模や伴僧等、不明瞭な部分が多い。そして家久の場合は大法と太元護摩のどちらの勤修もみられた。家久が「太元堂」や「理性院堂」の建立に積極的な関わりを持ち、⁽⁵⁾太元帥明王を信仰していたことは毛利輝元の例には見られない事柄である。また理性院からも家久に対して久しく明王の参詣がないため、その参詣を促していることから、家久の太元帥法に対する信仰心はより明確になるのではないだろうか。

第三章 太元帥法の歴史の変遷

第一節 古代における太元帥法の認識

太元帥法には恒例と臨時の修法があることを確認し、第二章においては臨時の太元帥法の勤修例に焦点を当てることで、近世に近付いてくると徐々に武士が太元帥法に注目し、さらには臨時の太元帥法を勤修させたことが明らかとなった。ここに古代から近世にかけて、太元帥法に対する認識の変化があると考える。従って、本章では古代と中世・近世における太元帥法の歴史の認識についてそれぞれ考察したい。

まずは古代における太元帥法の認識について検討したい。古代の太元帥法の認識については佐藤長門氏が「太元帥法の請来とその展開―入唐根本大師常暁と第二阿闍梨寵寿―」において、初代太元別当である常暁と二代目寵寿の太元帥法に対する認識の差異について次のように論じている。常暁は太元帥法という修法に賊難調伏だけを喧伝したかったわけではなく、特定の性格付与はなされていなかったと推定されるのに対し、寵寿は実際に賊難調伏の修法を行った経験から、太元帥法の性格を兵革消除を基調とする方向に収斂させていったとする。寵寿が賊難調伏のために太元帥法を勤修しているのは寵寿著『太元帥法縁起奏状』⁽⁴⁶⁾に見られる。本史料は長文のため論旨に関わる部分のみを抜粋する。

貞観十二年大宰府貢朝ノ綿一万屯為ニ海賊一被^レ劫奪一、爰ニ新羅ノ賊
ヨテ乘^ニ此隙^ニ来^リ侵^ル之、隣国ノ賊難、天下騒動、同十三年正月御修
シ法間、屢賜^ニ勅使^一、宣^{シテ}云可^レ降^ニ伏隣ノ国賊難^一之勤、専^ラ太元

帥之力、須^ク能^ク勤^ニ仕^一之者、寵寿謹奉^ニ口宣^一、専^ニ尽^テ身力^一、祈^ニ
 禱^ニ国家^一、更無^ニ懈怠^一、即便^テ隣国賊難^ニ已^ニ從^ニ平伏^一、是^レ雖^モ
キチ休明之徳化^ト、抑^モ専^ラ在^ニ太元之扶持^一者乎、

寵寿が太元別当に補任されたのは貞観八年（八六六）であるが、寵寿が別当職を務めている貞観十二年（八七〇）に太宰府の「貢朝」の綿一万屯が「海賊」に強奪され、その隙に乗じて「新羅の賊」が侵攻してきたという騒動が起きた。同十三年（八七二）の正月の太元帥法の勤修の間に、寵寿は「勅使」を賜って、新羅からの「賊難」の調伏を言い渡された。寵寿は太元帥法の祈祷に尽力し、その効験により新羅は退散した。なお、この寵寿の太元帥法については正月の恒例修法の際に勤修されたものと推測するため、本稿では臨時の太元帥法には含んでいない。常暁と寵寿の間で太元帥法に賊難調伏を意図する性格の付与が異なっているが、いずれにせよ両者ともあくまで太元帥法は天皇・国家の法会であるという認識に差異はないように見受けられる。その根拠としては寵寿が『太元帥法縁起奏状』において「斯^レ尊^ハ、則^レ如来之肝心、衆生之父母、衛国之甲冑、防難之神方也、此亦唯為^ニ国王^一、専^ラ行^ニ宮中^一、輒^ク為^ニ黎庶^一、不^レ及^ニ城外^一是^レ所以秘重^ニ密法也^一」と記しているためであり、太元帥法は国王のために宮中で行われるべきであり、城外にて修すべきではない「秘重の密法」であるとしている。さらに第一章第一節で臨時の太元帥法を検討したが、古代における臨時の太元帥法の勤修目的が国難に際してであったことを鑑みると天皇・護国のために勤修されていたことは明らかであろう。

古代における臨時の太元帥法として一件だけ天皇や国家とは関係のない勤修が確認される。それは長徳二年（九九六）四月一日に修された藤

原伊周を施主とする臨時の太元帥法である。近世においては「平人」である毛利輝元や島津家久による太元帥法が確認されたが、古代においては個人での勤修は管見の限りこの藤原伊周の事例のみで、特異な例として挙げられる。伊周による太元帥法に対しての周囲の反応を『栄花物語』より確認することができる。⁽⁴⁸⁾

太元法といふ事は、た、おほやけのみそ、むかしよりおこなはせたまひける、た、人はいみしき事あれと、おこなひたまはぬ事なりけり、それをこの内大臣殿、しのひてこのとしころおこなはせたまふといふ事、このころきこえて、これよからぬ事のうちにいりたり、

公家の間において太元帥法は古来より公、つまり天皇や国家のためめに修される修法であり、「た、人（徒人）」はたとえ自身によくないことが起きたとしても勤修することはあってはならないとされていたにも関わらず、藤原伊周は人目を避けるように勤修させたといううわさがあり、これはよからぬことが内にあるためだと評されている。要するに太元帥法が天皇・国家のためだけに勤修される修法だと認識されていた時代において、藤原伊周が私に太元帥法を修したことは何か良くないことが心の内にあると邪推される結果になったことが読み取れる。

古代における太元帥法は天皇・国家固有の修法という認識がかなり強いと推察する。臨時での太元帥法も国家の災難を退けるために勤修されている。さらには藤原伊周の例に見られるように、高位の貴族といえども個人の意思を持つて行うことが批判されていたことも考えると、古代における太元帥法は天皇または国家専門の大法として認識されていたといえよう。

第二節 中世・近世における太元帥法の認識

中世・近世の認識については、毛利や島津の事例からも察せられるように、古代では忌避された個人の要望での太元帥法の勤修が許容される風潮が見られるようになったと考えられる。

では、古代では禁止されていた「徒人」の太元帥法勤修が近世になつてなぜ可能になったのだろうか。この手がかりになるのが「正親町天皇繪旨」(醍醐寺文書聖教)二二函一三号、『大日本古文書』家わけ十九醍醐寺文書十四—三二七五)である。本史料には、

太元明王者、合戦之師法、三国無双之為本尊、今般被移院内、太元堂再興之事、早仰武勇之輩、以奉加之勸誘、被企一字建立、一天安全、五穀豊饒、可被抽懇祈之旨者、天气如此、仍執達如件

とあり、太元帥明王は合戦の法であり、「三国無双之為本尊」と評された。本史料の差出は万里小路充房(永禄五年(一五六二)〜寛永三年(一六二六))であるため、早くて安土桃山期、遅くとも江戸前期には太元帥法が合戦の修法として認識されていたことがうかがわれる。

さらに次の「龍池院二品親王尊朝置文写」(醍醐寺文書聖教)五三函四一(一番)からも同様のことが読み取れる。

(複製書)
「醍醐寺理性院什宝写」

夫太元明王は合戦の帥法、天魔鬼神の統領なり、若人此明王に帰依すれば、刀兵傷害を蒙る事なし、又怨敵軍兵の難をのかれ、其人の

境土の内に、悪人悪賊、悪鬼有事なし、亦厄難災横等の難を聞事なし、若國王此法を以て国土を鎮は、四方一切怨敵逆心を發さず、犯者あらは則刀劍を下し、忽に其人を滅し、千輻の輪を以て其頭を轢て、微塵のごとく断滅すへし、若善男子善女人、遙に神呪名号を聞、合掌敬礼せは、横死せず、諸難に遇す、寿百歳を得、千秋経也、明王の誓約余尊に踰、神力他仏に勝たり、(中略)此秘法を禁中にて行むるは、仁明天皇御宇、常暁和尚、大和国秋篠寺闍伽井に現する尊形を写し、承和六年入唐を企て、大唐栖靈寺文璿和尚に此法の深秘を悉伝、帰朝の後、

奏聞あり、則唐朝王宮の義式(儀)を写され、国土安穩・五穀成就の御願として、毎年正月八日より一七ケ日行はる、誠^{マコト}に日本第一御祈なり、しかるに院内にて、毎月一七ケ日太元明王の護摩勲修せし事、怠らざるなり、就其太元護摩堂令建立、軍家の輩其心さしをむけます者は、本尊の誓約にまかせ、武運長久、子孫繁昌の御祈祷、永代不可有退転之状如件、

右一卷者、龍池院二品親王尊朝真跡可謂至宝者也、
延宝八年四月廿五日

龍池末流二品(花押)親王計之

奥書によるとこの置文は安土桃山期の龍池院二品親王尊朝が記したものを延宝八年四月廿五日に龍池院末流の二品親王が書写したものである。文首には「正親町天皇綸旨」と同様に太元帥法が合戦の法会であることが明記され、さらには太元帥明王は天魔鬼神の統領で、帰依した時の効験も記されている。しかし、注目したいのは文尾の「軍家の輩其心さしをむけます者は、本尊の誓約にまかせ、武運長久、子孫繁昌の御祈

禱、永代不可有退転之状如件」という表現である。「軍家」とは武士・武家を示し、武士が太元帥法に志を向ければ、太元帥明王の誓約によつて、武運長久・子孫繁昌の祈祷があり、長きにわたつて退転することはないだろうと締めくくられる。この文尾からも如何に武士が太元帥法に期待していたかがい知ることができよう。

古代においては天皇・国家固有の修法であり、「平人」が勤修することが禁じられていた太元帥法であつたが、戦国時代以降はその天皇や護国を目的としない臨時の太元帥法の勤修例は毛利輝元・豊臣秀吉・島津家久といった武士に多く見られるようになる。彼等による太元帥法は天皇や国の意向とは関係なく完全に個人の意思によつて行われた。武士が太元帥法を勤修した背景には太元帥法が「太元帥明王者、合戦之帥法」と明記されているように、合戦のための法会であると強く認識され、武士に受け入れられていたからであつた。

おわりに

太元帥法は入唐した常暁が承和七年(八四〇)に日本において初めて勤修されて以降、時には法会の規模を縮小せざるを得ない状況になりながらも、近世に至るまで連続と継承されてきた。毎年正月八日より恒例の太元帥法が勤修される他に、国家を脅かす災難があつた場合には臨時に勤修されることもしばしばあつた。但し、太元帥法が日本で勤修され始めた頃の臨時の勤修は国家的災難があつた場合に限られ、一個人の意思による勤修は忌避された。しかし、時代が下るにつれて、毛利輝元や島津家久の例に見られるように国家とは関係のない個人の要望によつて臨時の太元帥法が勤修されるようになった。太元帥法の認識は天皇・国

家のための修法であることはそのままに、それ以外の要素も追加されたと考えられる。天皇・国家固有の修法であった太元帥法は歴史を通して、武士が施主となったことから顕著であるように人々の認識は時代によって変化し、脈々と受け継がれたのである。

以上、本稿では太元帥法について今まで取り上げられることのなかった臨時の太元帥法に着目した。古代から近世にかけて太元帥法の認識が天皇のためだけに行われる修法から、個人も勤修することが可能になったことを指摘したが、中世においては、藤原伊周や毛利輝元、島津家久のような特徴のある臨時の太元帥法の勤修が見られず、太元帥法の認識の検討は未だ不十分であると考えられるため、今後も検討を続けていきたい。

注

- (1) 『太元帥法秘抄』「宣下事」に、「応令伝燈大法師賢覚勤修太元帥法事、右、右少弁藤原朝臣資信伝宣、権大納言源朝臣頼宣、奉勅、宣令賢覚勤修件法者、保延元年九月十九日右大史惟宗在實奉」とみえる。
- (2) 太元帥法の概略や創始については住田惠孝氏「太元帥法の研究」(『密教論叢』二十二巻、一九四二年)。太元帥法の相承と太元別当の相論については永村眞氏「修法と聖教―太元帥法を通して」(『中世寺院史料論』、吉川弘文館、二〇〇〇年)と小池勝也氏「中世における醍醐寺理性院流の展開と太元法」(『寺院史研究』十六号、二〇二〇年)、齋木涼子氏「太元帥法の伝授―十一・十二世紀の転換―」(奈良国立博物館研究紀要『鹿園雑集』第二十二号、二〇二〇年)、佐藤亜莉華氏「南北朝から室町前期における理性院流と太元帥法別当職の相承―理性院宗助と大覚寺證菩提院光覚の対立―」(永村眞氏編『中世寺院の仏法と社会』、勉誠出版、二〇二二年)。太元帥法の道具に関する検討は米田雄介氏「『国家珍宝帳』に見える武器武器と太元帥法」(『日本歴史』七六六号、二〇二二年)。
- (3) 井原今朝男氏「民衆統合儀礼としての太元帥法」(『増補 中世寺院と民衆』、臨川書店、二〇〇九年)。と佐藤長門氏「太元帥法の請来とその展開―入唐根本大師常暁と第二阿闍梨龍寿―」(國學院大学大学院史学専攻大学院会「史学研究集録」一六、一九九一年。以自抄被入見奉也、然而不及御再治也。)
- (4) 『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二)。
- (5) 『続々群書類従』に収録されている『東寺長者補任』及び、『大日本史料』においては「密宗年表」・『統史愚抄』・「後七日御修法阿闍梨名帳」・「満濟准后日記」・「宗典権僧正注記」・「親長卿記」・「実隆公記」・「二水記」・「義演准后日記」・「孝亮宿祢日次記」・「土御門泰重卿記」・「真言諸寺院記」・「公卿補任」を用いて太元帥法勤修を確認した。『大日本史料』に記載のない年については「史料綜覽」から確認した。
- (6) 東京大学史料編纂所蔵(S貴25-2)。奥書に「此書者、去文永年中故法印寛寛、先師延命院御在世之時、○師跡之記録多漏之間、乍憚（猶）○註加之、雖似贋先哲之筆跡、偏為集累祖之口決而已、」とある。解題によると鎌倉中期に寛寛自抄に注記が加えられ成立し、さらに追記がなされるが、筆者や成立時期は明らかではない。
- (7) 『東寺長者補任』承和十三年に「太元法始行、常暁」とある。
- (8) 『太元秘記』(東京大学史料編纂所蔵)
- (9) 註5の史料より参照。
- (10) 『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二)の延文元年に「太元、安祥寺興雅大僧都、道場長講堂、正月十日始行」とあり、長講堂は後白河上皇が院の御所六条殿に設けた持仏堂に始まり、上皇の死後は堂宇と所領の荘園は宣陽門院に伝えられ、さらに後深草天皇以降は持明院統に相承された(『国史大辞典』)。北朝と関わりのある場所で太元帥法は勤修されている。
- (11) 延引されたそれぞれの日付は以下の通り。文和元年正月十四日(『統史愚抄』)・文和四年六月二十四日(『統史愚抄』)・延文元年正月十日(『東寺長者補任』)・延文二年十二月八日(『統史愚抄』)・延文三年十二月二十三日(『統史愚抄』)・貞治元年十二月二十四日(『統史愚抄』)。
- (12) 大法と太元護摩の違いについて、『醍醐寺文書聖教』一四〇函十五号(永村眞

- 氏「修法と聖教―太元帥法を通して―」で引用、「太元帥法秘鈔」・「太元護摩記」・「敎助往年記」より検討すると、本尊を懸ける数、壇の数、伴僧の人数、出席する伴僧の所作それぞれに違いが見受けられる。
- (13) 『歴代残闕日記』第二十五冊。
- (14) 『新訂増補 国史大系』第十四巻。
- (15) 『統史愚抄』(『新訂増補 国史大系』第十四巻) 文龜三年正月八日条「太元法始天法再興、但於小節也、凡大法、阿闍梨法印宗水」。
- (16) 『統史愚抄』(『新訂増補 国史大系』第十四巻) 永正元年正月八日条「太元護摩始於小節也、去年大法被再興、而今年又不事行、因任近年例為護摩云、阿闍梨法印宗水」。
- (17) 「大元御修法雜々記」(『醍醐寺文書聖教』二〇一函一三二号)に「後宿原院御宇文龜三年只一箇度御修法被行之、料所不知行之故、供料三千疋被付之、每事以省略之儀、下行等如形略定之儀等、内々被經 叡慮云々」とある。
- (18) 註16同。
- (19) 『統史愚抄』(『新訂増補 国史大系』第十四巻) 天正二年三月八日条「被始行太元法大法再興今度、於於院被行敷、阿闍梨權僧正堯助」。本来であれば正月八日に勤修される太元帥法であるが、天正二年は三月八日に延引されて勤修されている。
- (20) 『統史愚抄』(『新訂増補 国史大系』第十五巻) 元和元年(一六一五) 正月八日条には「正月八日乙卯、太元法始、於宮中也、依大法、被用海殿敷、代始、阿闍梨權僧正堯助」とあり、慶長十六年(一六一一)に後水尾天皇が即位し、その代始のため太元帥法は大法として勤修されていると推察する。
- (21) 『新訂増補 国史大系』第十一巻。
- (22) 『統群書類従』第四輯下。
- (23) 「太元法臨時勤行先例注記」(『醍醐寺文書聖教』一四〇函一二五号)。
- (24) 『日本紀略』(『新訂増補 国史大系』第十一巻) 天慶三年八月二十九日条「紀伊国飛驒、言南海賊事、於天台山始五壇修法、於法琳寺始修太元法」。
- (25) 園城寺は治承四年(一一八〇)、以仁王が拳兵して当寺に入ったことより平氏に焼かれている(『国史大辞典』)が、その戦いを指すか。
- (26) 『玉葉』治承五年二十日条。当時の詳しい検討は岡田美津子氏「『平家物語』の虚構―安祥寺実厳平氏調伏をめぐる―」(大阪市立大学国語国文学研究室文学史研究会編『文学史研究』(二五)、大阪市立大学国語国文学研究室文学史研究会、一九八四年)を参考。
- (27) 醍醐寺理性院公厳は「理性院公厳申状」(『醍醐寺文書聖教』二五函一二三三号)において養和元年に勤修した太元帥法は安祥寺実厳が平氏に加担して源氏を調伏するために勤修したことを批判している。しかし本史料は太元別当をめぐる中で公厳が作成したものであり、実厳の別当補任には後白河院の意向も反映していると考えられるため、必ずしも平氏に加担し、源氏を調伏するために勤修されたとは言えないと考える。従って、本稿では養和元年の太元帥法を源平合戦を平定する目的で勤修されたと考ええる。
- (28) 康保五年の「天変怪異」は「日本紀略」(『新訂増補 国史大系』第十一巻) 康保四年九月九日から十三日にかけて記事が散見される。九日は黒い雲が布のようになり南北に広がり、流星が月のようであって、十日は黄色の雲が布のようになり南北に広がっており、遂には十三日に「流星之変異」によって「詔天下大赦」が行われた。
- (29) 下久堅小学校歴史研究会代表者倉田俊、山村書院、一九三七年。
- (30) 註3の井原今朝男氏論文を参照。
- (31) 「員数十四人五也、淨蓮房抄云、伴僧十五人、或十四人、或十八人、或廿人不定也云々、十二月晦比請之、可速請敷、近来以消息請之云々、伴僧所作、息災護摩・調伏護摩・聖天・十二天・神供、写瓶弟子勤仕大行事也」(『太元帥法秘鈔』「請伴僧事」)。
- (32) 『信濃史料』八巻。文永寺に太元堂を建立する旨が記され、太元帥法が天下万民のための法会であり、退転したことがない法会であることが説かれる。
- (33) 註32同。
- (34) 註30同。
- (35) 「太元御修法調伏護摩」(『信濃史料』十七巻)。「太元法修法記」(『醍醐寺文書聖教』一八六函二五号)。「義演准后日記」文祿五年正月二十日条・同年正月二十七日条・慶長二年正月二十三日条・同年正月二十九日条・慶長三年正月二十日条・同年正月二十六日条・慶長四年正月二十六日条・同年二月三日条・慶長五年二月一日条・同年二月四日条・同年二月七日条。

- (36) 註30『義演准后日記』の条を参照。
- (37) 足利義昭による太元帥明玉王像の拝見があるため、足利將軍を指すと推測する。
- (38) 『信濃史料』十七卷。
- (39) 文祿元年（一五九二）から慶長三年（一五九八）にかけ、豊臣秀吉が明征服をめざして朝鮮に侵略した戦争（『国史大辞典』）。毛利輝元の臨時の太元帥法が勤修されたのは開始された翌年。
- (40) 『大日本古文書』島津家文書之五 二二三四号。
- (41) 『義演准后日記』慶長十五年十一月三日条。
- (42) 有賀祥隆氏「大元帥明玉凶像雜攷―旧理性院本を中心として―」（『醍醐寺の密教と社会』、山喜房佛書林、一九九一年）。
- (43) 『大日本古文書』島津家文書之六 二二四二号・二二三三三三三号。
- (44) 『大日本古文書』島津家文書之六 二四七六号。
- (45) 「理性院堂」は『義演准后日記』より慶長十七年十月の間に「立柱」や「虹梁上」等が行われていたことがうかがえる。従って慶長十五年に見られる「太元堂」とは別の堂舎であると推察する。
- (46) 『大日本仏教全書』。二代目太元別当である寵寿による太元帥法の縁起靈験を記した奏状と、法琳寺の五つの奏状、『延喜式』三十五卷「大炊寮」の抄出の合本。
- (47) 『日本紀略』長徳元年四月一日条「法琳寺申内大臣修大元法之由、仰令召仲祚法師」（『新訂増補 国史大系』第十一卷）。
- (48) 『栄花物語』第四卷「見はてぬゆめ」（『新訂増補 国史大系』二十卷）。

付記

小稿執筆につき手厚くご指導いただいた藤井雅子先生に心より感謝申し上げます。
『醍醐寺文書聖教』の閲覧にあたり、醍醐寺当局より格別のご高配を賜った事をここに記すと共に、厚く御礼申し上げます。

（史学専攻 博士課程前期三年）